

「MCPC知的財産権に関する指針」

1. 目的

本指針はモバイルコンピューティング推進コンソーシアム（以下、MCPCとする）の標準化活動の成果を国際的な標準として広め、モバイルコンピューティング市場を拡大するために、MCPCでの標準化活動に参画する企業、団体、個人の知的財産権に係わる指針を定める。

2. 対象とする知的財産権

本指針が対象とする知的財産権は下記とする。

- (1) 工業所有権
 - 特許権
 - 実用新案権
- (2) 著作権

3. 適用範囲

本指針は、MCPC技術委員会、またはその下部組織に属し、MCPC内部、またはMCPCが認める関連団体と連携して、標準化活動を行う企業、団体、個人（以下、MCPC標準化参画者とする）が所有するMCPCでの標準化に係わる知的財産権の取扱いについて定める。

4. 工業所有権の実施許諾に関する確認書の提出

MCPC標準化参画者は、対象とするMCPC標準、またはガイドラインの内容のすべて、または一部を実現する上で必須な特許権、または実用新案権（以下、必須工業所有権とする）をすでに所有している場合、または、それらを事後に所有した場合、「MCPC標準、またはガイドライン」に準拠した製品の実施について、合理的、かつ非差別的な条件で、MCPC標準化参画者か否かを問わず、第三者に許諾することを前提に、実施を希望する第三者と交渉する意思があることを表明する「工業所有権実施許諾確認書」をある特定の標準化を目的とする委員会、またはその下部組織が組織化された後、技術委員会が定める期日までに提出する。なお、「工業所有権実施許諾確認書」を提出できない者は、その理由を書面にてMCPCに提出する。技術委員会は上記理由を審議し、対応を協議する。技術委員会は、別途定める運用規則に従い、本項に定める「工業所有権実施許諾確認書」の提出を求めるものとする。

5. 工業所有権の実施許諾に関する例外

第三者が自己の保有する必須工業所有権を合理的、かつ非差別的条件下で「工業所有権実施許諾確認書」を提出した者に対して実施許諾する意思がない場合、本確認書を提出した者は、当該第三者に対して実施許諾する必要はない。

6. 工業所有権に係わる紛争処理

MCPCは、MCPC標準、またはガイドラインで規定する内容のすべて、または一部がMCPC標準参画者、または第三者の必須工業所有権の対象に含まれるか否かについて、評価、または確認する義務はない。さらに、MCPCは、工業所有権に係わる紛争について、一切の責任を負わないものとする。

7. MCPCへの標準化提案内容に係わる権利

MCPCの標準化活動を目的に、MCPCへ提案した者は、その提案の著作権を、MCPC、およびMCPCが認める第三者に主張してはならない。MCPCは、標準化審議のために、提案内容の複製、および改変ができる。

MCPCは、MCPCが認める第三者と連携して標準化活動を行うことができ、提案内容を当該第三者に配布し、協議することができる。

8. MCPC標準、またはガイドラインの著作物に係わる権利

MCPCは、編集著作物であるMCPC標準、またはガイドラインの著作権、複製権、販売権を所有する。さらに、MCPCは、必要に応じて、MCPCが認める第三者に、MCPC標準、またはガイドラインの複製、販売を許諾できる。

以上

「適用細目」

1. 技術委員会は、「MCPC知的財産権に関する指針」第4項に規定された「技術委員会が定める期日」をその2ヶ月前までに、「MCPC知的財産権に関する指針」第3項に定めるすべてのMCPC標準化参画者に対して、対象とするMCPC標準、またはガイドライン案と共に通知し、同第4項の「工業所有権実施許諾確認書」の提出を求めるものとする。
2. 技術委員会は、MCPC標準、またはガイドライン制定の後に入会を希望した新たにMCPC標準化参画者となる予定の者に対しては、その入会予定の日を期日としてその2ヶ月前までに通知し、制定済みの当該MCPC標準、またはガイドラインを対象とする「MCPC知的財産権に関する指針」第4項の「工業所有権実施許諾確認書」の提出を求めるものとする。
3. MCPC標準参画者またはその予定者は、技術委員会が提出を求める「MCPC知的財産権に関する指針」第4項の「工業所有権実施許諾確認書」として、必須工業所有権を特定しない別紙の「工業所有権実施許諾確認書」を提出するものとする。
4. 「MCPC知的財産権に関する指針」第4項に定める理由書面の提出があったときは技術委員会は同第4項に定める対応協議のうえ、改めてその提出者に対し同第4項の「工業所有権実施許諾確認書」の提出を求めるものとする。
5. 「MCPC知的財産権に関する指針」第4項の「工業所有権実施許諾確認書」及び同項に定める理由書面のいずれも提出しないMCPC標準化参画者に関して、技術委員会は、その者が対象の標準規格案に関連する必須工業所有権を保有しないと信ずべき相当の理由があるとき、または必須工業所有権を保有した場合でも第三者が合理的、かつ非差別的条件下で実施許諾を得ることができると信ずるべき相当の理由があるときは、同第4項の「工業所有権実施許諾確認書」を取得することなく標準化規格制定を進めることができる。